

令和7年第7回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年7月25日(金) 午前9時00分～10時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薗 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(2人)

串木野地区1	古 川 千 明
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 (7番 池田 一成 委員 ・ 8番 上迫田 薫 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第9号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について
日程第2 議案第40号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について
日程第3 議案第41号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)について
日程第4 議案第42号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について
日程第5 議案第43号	農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。それではただ今から、令和7年第7回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会のほうを進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数12名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員3名中、藤園委員は本日欠席です。それから古川委員の方は、遅れて出席されるということですのでよろしくお願いします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行をさせていただきます。これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、7番の池田一成 委員と、8番の上迫田薫 委員をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（中間管理法）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1、2ページをご覧ください。日程第1報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は10件11筆5,709 m²です。1番は後程12ページの配分計画案にて新たな耕作者

と契約を結ぶための合意解約です。2番～9番は、農業経営から撤退するための合意解約です。10番は、耕作者の死亡による解約で、近いうちに新たな耕作者と契約を結ぶための合意解約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)については、通知のとおり受理することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第9号については、通知のとおり受理することといたします。

次に日程第2議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ありますが、5ページのNo.2と、7ページの日程第3議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請については関連がありますので、まず3ページの農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのNo.1を先に審議して、その後農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのNo.2と、農地法第5条第1項の規定による許可申請を合わせて審議したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

それではそのように進めさせていただきたいと思います。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第2議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。譲受人には経営面積はございませんが、今までも父と一緒に今回の申請地を耕作しています。調査は【正】を池田善之委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田善之委員 10 番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、7月 20 日午前9時より申請人本人立会いのもと、池田一成委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域内農地です。位置図は3、4ページを参照してください。申請地は現在申請人が父親と共に果樹栽培をしており、申請地を贈与にて取得し、引続き温州みかんやサワーポメロの栽培をするとのこと。農作業に従事する者は2名で、農機具については草刈り機や動力噴霧器等、農機具一式を持っておられます。自宅からの通作距離は6kmです。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ただ今事務局、調査委員の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。何か皆様の方からご質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第2議案第 40 号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第2議案第 40 号のNo.1については、申請のとおり許可することとします。

次に、日程第2議案第 40 号農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2についてと、日程第3議案第 41 号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明、その後、調査委員からの調査報告をお願いします、2件終了後質疑に入ります。では、農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2から、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 5 ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人である母から所有する農地を贈与により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。今回の申請地は2筆に分筆して、道路側については7 ページの5条申請でご審議いただきます。譲受人には経営面積はございませんが、今までも親戚の農地を耕作しています。また、申請地の東側にある〇〇の畑への出入りができるように、3条申請の畑の周囲にブロック積みをする予定はありません。譲受人からは〇〇の所有者の通行許可もいただいておりますし、

事務局の方で〇〇の所有者へは説明に伺っております。調査は【正】を野元委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員 2番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、7月19日(土)午後2時より申請人代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は5、6ページになりますので参照してください。申請地は、農用地区域外農地です。申請地を贈与により譲り受け、自家消費用の野菜を栽培する計画です。労働力は1人で、農機具の保有状況は、すぐ近くのお母さんの実家に軽トラック、耕耘機等が置いてあるとのことです。現在譲受人は薩摩川内市にお住いですが、許可が下り次第この〇〇の一部に自宅を建てられることになっているため、自宅からの通作距離はありません。現在も定期的に草払いに来られているとのことです。隣接する〇〇の畑への進入路がありませんが、譲受人の通行承諾書が提出されており、〇〇の所有者にも連絡済みです。私達の調査では特に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に、日程第3議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第3議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。7ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、現在借家住まいであるため、申請地の一部を分筆し、贈与で譲り受けて住宅を建築したいための申請であります。隣接地の袴田〇〇、地目畑の所有者には、通行しても構わない旨の承諾書が添付されております。第3種農地で、第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員 2番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、7月19日14時より譲受人の代理人の行政書士立会いのもと、野元委員と私が調査を実施しましたのでご報告いたします。位置図は7ページ、8ページを参照してください。転用目的は、現在借家住ま

いで手狭になったので、今回申請地に一般住宅を建築したいためです。農地区分は第3種農地で、第1種低層住居専用地域です。

造成計画は、切土を70 cmから50 cm行い、土留め工事をします。用・排水計画は、用水は公共上水道、雨水排水は南側市道水路に排水します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理します。建築物は平屋建てにして、周辺農地に対する日照・通風等に特別な影響を及ぼさないように措置します。目的の確実性は、許可あり次第着工することです。申請地の南は市道、北は畑、東と西は宅地です。5条申請に必要な書類は全て添付されています。私達が調査した結果は、特に問題はないと見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局、調査委員の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。まず、農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、次に農地法第5条第1項の規定による許可申請について何かご質問ございますか。

池田一成委員

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけど、今の5ページの面積について、570 m²のうち304 m²許可を受けるということですよ。7ページのところは、570 m²のうち281 m²となっていますが、ここら辺の違いがよくわからないんですけど。

棚町主査

はい、よろしいですか。

議長

はい。

棚町主査

私共も、この申請について行政書士に確認をしたら、測量を行った時にこの面積の差が生じていたので、このところは求積図に基づいて法務局での申請を行いますが、申請書自体は現在の登記簿上の面積で3条と、5条申請は行っており、570 m²のうちという記載になっておりますということでした。

池田一成委員

570 m²はわかるんですけど、許可する面積が3条申請は304 m²、5条申請は281 m²になるんですか。

棚町主査

570 m²というのが元々間違いだったということです。登記簿は570

m²になっておりますので、それで申請されています。

議長 よろしいですか。

池田一成委員 私がわからないのは、許可するのは7ページで 281 m²を許可するということですね。そうすると、5ページのところの許可は 304 m²許可するということになるんですか。

棚町主査 そうです。

池田一成委員 その差は構わないということなんですか。若しくは、7ページのところに基づいてすれば、5ページの 304 m²は、281 m²の残りに直さなければいけないのか、そこを教えていただきたいんです。

棚町主査 登記の問題だけですので、今まで過去にもそういう申請で実測をしたら違う所がありましたので、うちの方の許可は申請があった面積で出しますので、後は法務局の方で地積の実測で登記をされるというお話を聞いておりますので、問題はありません。

池田一成委員 総会の許可として、どうなのかなと思いました。わかりました。

議長 他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第2議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2と、日程第3議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第2議案第40号及び日程第3議案第41号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第4議案第42号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 9～11ページをご覧ください。日程第4議案第42号令和7年10月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案につ

いてです。18 件、23 筆 11,226 m²で、全て新規の契約です。1 番の方は、先月の配分計画案で保留になった耕作者です。今回の申請地は、既に耕作を行っている牛ノ江のレンコン栽培の土地の一面で、他の農地と一緒に耕作をするために申請が出ております。この借人につきましては、お手元に今後の圃場管理・作付け計画と、直近の除草作業予定表を別紙でお配りしてありますので、そちらをご覧ください。今後はこの表に従って除草や耕作が行われていく予定ですので、担当地区の委員の皆さんは、班会や圃場のパトロールの際に、随時農地の状況をご確認いただきたいと思います。予定通りに耕作を進めて行かれた場合には、先月保留になりました案件のご審議を、来月以降にお願いすることになると思います。よろしくお願いします。

議長 ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが、何かご質問はありますか。

外菌委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

外菌委員 結局、6 地区の圃場を借りて、ばれいしょとかレンコンとか作っているんですけど、m²数でいけばどれだけの何人で耕作しているのか。〇〇さんが 1 人だけじゃできないことだから、それに関わる人と面積、そこがわからないと中々判断できないところもあります。

棚町主査 よろしいですか。

議長 はい。

棚町主査 本当は個人で借りていらっしゃるので、個人が耕作をされないといけないんですが、お手伝いをしてくださる方が 3 人程度と聞いております。（前床から滝ノ段まで筆数、面積を読み上げ）

外菌委員 ありがとうございました。3 人位で、例えば、ばれいしょをする場合に、手が回らない所が出てくるんじゃないかなと思うんですよね。

議長 その辺を含めて、今後は皆さんの巡回にも頼っていただかなければならないんですけど。

外菌委員 3 班の方々とか見て回っているんですよね。

棚町主査

1 班の照島の方面もですね。

議長

耕作地がある所はそうですね。実は、先日事務局長と私と回りました。状況を把握しないことには、この前保留にした理由付けにもなりませんので見て回りましたけれども、言われるとおり、管理状態は農家から見れば、全く管理が行き届いていないと言ってもいいくらいでした。農政課の方にはその旨報告して、今後の方針について知らせてくれということで、こういう回答がきましたので、これを以って今後の対応をして参りたいと思っているんですが、他に何かございませんか。

木場委員

はい。

議長

どうぞ。

木場委員

上迫田委員も見ていらっしゃると思いますけど、面積はこれだけあるかもしれないですけど、実際は3反くらいしか耕作をされていない。レンコンはわかるので、牛ノ江にしても、この面積の半分位だろうかと思います。

外菌委員

実際はそうなってくるんですよ、多分手が行き届かないから少なくなってくるんですよ。

木場委員

作ってみて、ここは作れないとかいうのが出てきているのが現実だと思うんですよ。実際に借りた所でも、そんな風に手が回らないんだったら、そこでちゃんとしてから他の所を契約したらどうなのかと考えるところです。

議長

ありがとうございます。他にないですか。

上迫田委員

吉村前は 32 筆借りていると言うけど、畔を壊すなと言われて、畔が残ったまま植えているものだから、実際の面積は半分よりちょっと広いくらいです。トラクターを入れても、作りにくいと思うんですよ。だから見た目と違ってくるし、今朝も7時頃からレンコン掘りをしていました。この間行った時に「早いね」と言ったら、本当は9月中旬だけど、〇〇とかに納めるんだと言っていました。それと、神村学園前駅裏の所は、やはり〇〇さんが借りていますけど、それは八房か、前床のどちらに入るんですか。

棚町主査

よろしいですか。

議長 はい。

棚町主査 神村学園前駅裏の所は、8月1日からの契約開始になりますから、まだ書類のやり取りの段階で、今回のこの調査の場所には入れてないです。

上迫田委員 そうですか。

議長 よろしいですか。他にはご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第4議案第42号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第4議案第42号については、報告のとおり決定することとします。

次に、日程第5議案第43号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。説明をお願いします。

棚町主査 12ページをお願いします。日程第5議案第43号令和7年10月1日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、1件1筆453㎡です。先程1ページの合意解約通知でご審議をいただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたが、何かご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第5議案第43号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第5議案第43号については、報告のとおり決定することとします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____

